

体からなる検討の場」を設置し、隨時開催されています。

また、参議院決算委員会において大畠国土交通大臣が「早期に結論が出るよう取り組んでまいりたい」と答弁されており、今後、

山鳥坂ダムの検証の進捗が上がるなどを期待しています。

市としては、水源地域住民の生活再建や地域の基幹道路である県道等の整備を初めとする地域振興事業が一日でも早く着手できるよう、検証作業を早期に実施し、平成24年度当初予算に反映できる検証となるように、国に対し、愛媛県及び関係市町と連携し、機会あつたときに強く要望を行っています。

子どもたちに元気を届ける学校
給食（栗津小学校）



があります。

VFM算定の過程における割引率については、算定した結果、従来手法により

市が自ら実施する場合は24億2,253万8,000円、PFI事業として実施する場合は22億425万9,000円で、率にして9・

0%、額にして2億1・827万9,000円となっています。

27万9,000円となつていています。

なお、大洲市が本事業のVFMの算定に当たり採用しているのは、内閣府の規定によるものであり、適正な評価となっているものと捉えています。

今回の事業契約の締結について、学校給食センター整備運営事業の本当の意味でのスタートとなります。

子どもたちに安全・安心でおいしい学校給食を提供するため、「子どもたちに笑顔を届ける学校給食センター」の整備・運営について万全を期して事業推進していくないと考えていました。

体育協会の使途不明金問題

問 経過と対応について

答

大洲市は、平成18年度から大洲市総合体育館

の運営管理に関して、指定管理者制度により大洲市体

育協会を指定しています。

教育委員会がこの度の使途

不明金を認識したのは、5月17日に受けた大洲市体協

会長からの概要報告が初め

てであり、6月3日に正式な報告書の提出がありまし

た。

めたものです。関係職員の処分については、6月2日の体育協会理事会で懲戒解雇とすることとし、被害額の返還や保証人等について、

体育協会が作成する示談に応じる場合に限り、刑事告訴は見送る方針が決定されたとの報告を受けています。

たが、その後6月13日に元会計事務担当職員は、弁護士を同席した記者会見の場

で、使途不明金の一部を除いて着服を否定しており、双方の主張に大きな食い違いが生じる事態となつており、その動向が不明確な状況です。

教育委員会としては、業務報告書と利用料実績報告書で確認をしていましたが、施設の利用状況や利用料金収入についても想定している範囲内であつたため、実地調査等は行わず適正であると判断していました。

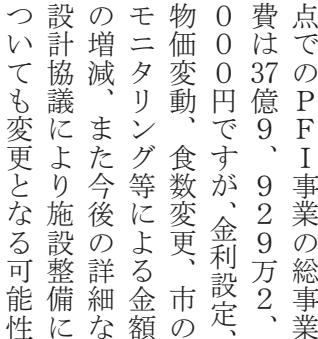
今回の問題は、公の施設の指定管理者としてはあつてはならないことであり、今後体育協会に対しても、施設管理に関する基本協定に基づき事実確認を行つた上で、厳正な態度で臨んでいきたいと考えています。

学校給食センター

問 契約内容について

答 学校給食センター整備運営事業に係る事業契約は、株式会社大洲給食PFIサービスと大洲市が相互に協力し、施設の整備、維持管理及び運営業務を事業契約、募集要項及び提案

書に従つて円滑に実施するための契約です。契約金額については、36億1,972万8,000円に事業契約の定める方法により算定した金利設定、物価変動、食数変更による増減額、市のモニタリング等による減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内と規定しています。この金額に消費税を加えた現時点でのPFI事業の総事業費は37億9,929万2,000円ですが、金利設定、物価変動、食数変更、市のモニタリング等による金額の増減、また今後の詳細な設計協議により施設整備についても変更となる可能性



指定管理者制度で運営される総合体育館